

◆令和3年度 職方、一般親方の労災保険特別加入の登録が完了しました

労災保険番号 12101-930758-001

今後、東京オリンピック開催に向けて、建設業の活性化が予想されます。それに伴う、人員、人手不足による、安全、品質の低下は防ぎたいものです。当社では、将来を見据え、10代～20代前半の見習い職人の雇用を年間15人程度を目標とし、ハローワークや求人誌、当社ホームページ等で求人募集を進めていきます。また、職方さんによりよい仕事環境を提供できるよう、当社に事務局を置き、労災の申請、過去の事故例を元に保険金額の算出など、仕事以外でのサポートも行っています。当社の補償内容は、下記の通りです。

労災特別加入 + 団体傷害保険 + 各個人保険 = 支給額

怪我、事故を起こさないのが第一ですが、万が一起きた場合、本人、家族の為にも色々な面でサポート出来るように、当社としても取り組んで行きたいと思っております。

◆もし事故があった場合

すぐ医者にかかって下さい。

病院には、労災指定病院とそれ以外の病院とがあります。労災指定病院でない場合は、一度自費で診察代を立て替えていただく形になります。（労災指定病院でも立替を求められる場合があります。）本人またはご家族の方から会にご連絡下さい。「労災事故報告書」をFAX等でお送りしますので、事故が起こった状況を記入して報告して下さい。それに基づいてこちらで「5号用紙」（労災指定病院の場合…この用紙を提出すれば立て替えた場合でも診察代は返却されます）または「7号用紙」（労災指定病院以外の場合）を作成しお送りしますので病院へ提出して下さい。

4日以上連続して仕事を休むような場合には、休業給付が受けられます。ただし、最初に病院で診察を受けた日から、連続して休業していることが必要です。休業期間内に、休んだり、働いたりを繰り返している場合には、支給されません。必要な用紙等はこちらで用意し、労働基準監督署への提出まで行います。